

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月15日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和2年11月5日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局健康福祉部

生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 債権管理簿を作成していなかった。

b 納期限後20日以内に督促状を発していなかった。

ウ 有田振興局建設部

(ア) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 車両管理者の確認がなされていなかった。

b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。

(イ) 低入札価格調査対象工事において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 下請契約に係る増額等の変更内容を確認していなかった。

b 工事完了後、請負業者から調査表を徴しておらず、下請代金の支払状況等の確認ができていなかった。

エ 紀中県税事務所

現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 現金出納簿の受入者名が、収納日当日不在の者となっていた。

b 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。

オ 和歌山県立箕島高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立たちばな支援学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。